

2025 年 5 月 1 日
第78回九大祭実行委員会

第78回九大祭 学生企画出展規約

本規約は以下の通りに定められ、出展申込を行った時点で適用される。

第 1 章 総 則

第 1 条 (目的)

本規約は、第78回九大祭実行委員会（以下「当委員会」という。）が定めるものであり、第78回九大祭（以下「本祭」という。）の準備全般及び当日の運営が、全員にとって安全かつ円滑に実施されるために規定されたものである。本祭の学生企画に出展する団体又は個人（以下「企画団体」という。）は、本規約を遵守しなければならない。

第 2 条 (九大祭の概要)

1. 第78回九大祭は、以下の通りに開催される。
 - ・ 場所：九州大学 伊都地区
 - ・ 主催：第78回九大祭実行委員会
 - ・ 日付：準備日：2025年10月31日（金）09:00～20:00
1 日目：2025年11月 1 日（土）09:05～19:00
2 日目：2025年11月 2 日（日）09:00～18:55
撤収日：2025年11月 3 日（月）09:00～15:00
 - ・ 本祭における企画は、学生から公募する「学生企画」と当委員会が実施する「本部企画」に区別される。なお、本規約は「学生企画」にのみ適用されるものである。
2. 当委員会の概要は以下の通りである。
 - ・ 名称：第78回九大祭実行委員会
 - ・ 所在：〒819-0395 福岡県福岡市西区元岡744番地
九州大学伊都地区 課外活動施設 I 417号室
 - ・ 連絡先：テント・館内・グラウンド企画：jigy78@kyudaisai.jp
ステージ企画：stage78@kyudaisai.jp
その他のお問い合わせ：contact78@kyudaisai.jp

第 3 条 (趣旨・基本方針・企画規律)

本祭の趣旨を以下のように定める。

1. 九州大学及び学生の文化的活動・学術研究成果・存在を学内外へ広く発信する。
2. 前項を通して学内外の親交を深め、交流及び連携を図ると同時に、深い人間性・社会性を養う。
3. 日常生活や通常の大学生活では得難い経験を積み、将来に資するものを培う。
4. 九州大学及び学生の文化的活動・学術研究の更なる発展を促進する。

本祭の基本方針を以下のように定める。

1. 学生が主体の九大祭を作ること。
2. 九大祭を通じて伊都キャンパスと地域の結びつきを強めること。
3. 企画団体の義務を厳正に履行させること。
4. 環境対策を加速させること。
5. 以下の安全対策を徹底すること。
 - (1) 衛生管理の徹底を講じる。
 - (2) アレルギー対策を徹底する。
 - (3) 予想される災害への対策を講じる。
 - (4) 必要な感染症対策を適切に行う。
 - (5) 以下の対策を講じ、九大祭での怪我やトラブルを防止する。
 - ア 酒類の取り扱いを禁止する。
 - イ 喫煙の全面禁止を徹底する。
 - ウ 押し売り等来場者の迷惑となる行為を禁止する。
 - エ 適切な盗難対策を講じる。
6. 世代・性別等を問わず、どのような人も楽しめる九大祭とすること。その際、身体が不自由な人へ十分に配慮する。
7. 九大祭の企画方針としては、以下のように定める。
 - (1) 学術的企画を充実させる（九州大学の教員による特別講義など）。
 - (2) 実行委員会による企画、ゲスト招聘による企画をより一層充実させる。
 - (3) 幅広い年齢層に対応した企画を充実させる。
 - (4) テーマに沿った九大祭を演出する。

本祭の企画規律を以下のように定める。

1. 特定の政治・宗教に関わる活動を行うことを禁止とする。
2. 個人情報の収集、募金活動、署名活動を行う場合は、特殊行為申請と許可を必要とする。
3. 飲食物を取り扱う企画団体は衛生指導講習の受講を義務とする。
4. 夜間の飲食物や調味料等の放置を一切禁止とする。
5. 大学本部への連絡・質問・要望は実行委員会が代表して行う。
6. 看板やポスター等の掲示物の設置基準を設ける。また、企画団体による指定区域外での掲示物の設置、ビラの配布等は禁止とする。
7. 大声で騒ぐ、来場者を傷つける、構内施設等を破損することを禁止とする。
8. 公開時間後の夜間、構内に常駐することを禁止とする。
9. 酒税法によって定められた酒類及び酒類を連想させるものの取り扱い、持ち込みを禁止とする。
10. 構内は全面禁煙とする。
11. その他大学の定めにしたがった規律を遵守する。

第4条（学生企画の区分）

本祭の学生企画は、テント企画・館内企画・グラウンド企画・ステージ企画の4つで構成され、テント・館内・グラウンド企画は当委員会事務局が管轄し、ステージ企画は当委員会企画局が管轄する。

第2章 出展要件

第5条（出展申込）

1. 企画団体として本祭に出展するには、当委員会が定める期間に所定の方法により出展申込を行う必要がある。
2. 企画団体は、出展申込を行った時点で、本規約の全ての内容に同意したものとみなされる。
3. 当委員会は、出展申込に対し、必要な審査・手続き等を経た後にこれを承認する。
4. 当委員会は、企画団体が本規約第6条に定める企画出展資格を満たしていないと判断した場合、または当委員会が不適当であると判断した場合、その申込を拒否することができる。

第6条（企画出展資格）

企画団体は、出展申込時点から、以下の企画出展資格を継続して満たしていなければならない。

企画出展資格

- (1) 本規約第3条に定める九大祭の趣旨・基本方針・企画規律を満たしていること
 - (2) 企画代表者が、本規約第7条5項の企画代表者資格を満たしていること
 - (3) 企画構成員の内訳が、本規約第7条2項の条件を満たしていること
 - (4) 法令、九大祭に関する規定、その他規則等を遵守すること
 - (5) 営利を第一義としないこと
 - (6) 個人情報の収集を主な目的としないこと
 - (7) 当委員会ならびに委員の指示に従うこと
-

第7条（企画構成員・企画代表者）

1. 企画団体に参画する者を「企画構成員」という。
2. 企画構成員は、九州大学に在籍する者でなければならない。ただし、インカレサークル等の場合は過半数が九州大学に在籍する者であれば足りる。
3. 企画団体は、出展申込時にその責任者として「企画代表者」を選出しなければならない。ただし、同一人物が複数の企画団体の企画代表者となることはできない。
4. 企画代表者には、以下の義務及び責任が課される。
 - ・ 全4回の企画代表者説明会への出席義務
 - ・ 企画構成員への情報伝達義務
 - ・ 衛生管理責任
 - ・ 火気取扱責任
 - ・ その他、企画実施に関連して発生する一切の責任
5. 企画代表者は、以下の企画代表者資格を全て満たしている必要がある。

企画代表者資格

- (1) 九州大学在籍者であること
 - (2) 日本語による説明・文書・資料等を理解し適切に対応できること
ただし、企画団体内での使用言語や企画内容の言語を日本語以外とすることを妨げるものではない
 - (3) 企画団体の代表者としての責任を持って対応ができること
 - (4) 全4回の企画代表者説明会に出席できること
 - (5) メールや当委員会webサイトに掲載される情報等を定期的に確認できること
 - (6) 法令、九大祭に関する規則、その他規則を理解し、遵守できること
 - (7) 複数の企画団体の企画代表者とならないこと
-

第8条（当委員会による出展取り消し）

当委員会は、企画団体または企画構成員が以下のいずれかに該当すると判断した場合、当該企画団体の出展申込の承認を取り消し、又はその企画を中止することができる。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 当委員会や資料等の指示に従わない場合
- (3) 課せられる責任・義務を履行できない場合
- (4) 費用の納入や必要書類の提出を行わない、又は虚偽の情報を提出した場合
- (5) 他の企画団体・来場者・関係者等に重大な迷惑または損害を与えた場合
- (6) その他、当委員会が企画団体として不適当と判断した場合

第9条（企画団体による出展辞退）

1. 企画団体がやむを得ない事情により出展を辞退する場合、当委員会メール宛にその旨を伝えなければならない。
2. 当委員会が指定する出展辞退申請の期限（以下、「キャンセル期限」とする。）以前に出展辞退を行った場合、納入金全額を返金するものとする。返金日時、及び場所は当委員会と企画代表者との協議の上決定する。
3. キャンセル期限を超過して出展辞退を行う場合、第4回企画代表者説明会（以下、「第4回企説」とする。）において保証金のみを返金するものとする。

第3章 納入金

第10条（納入金）

企画団体は、参加費及び保証金（以下、総称して「納入金」という。）を納入しなければならない。
参加費及び保証金の金額は参加する企画により変動するものとする。

第11条（納入期限）

1. 企画代表者は、第2回企画代表者説明会において、当委員会に納入金を支払わなければならない。当委員会は、納入金を受け取った証明として、2026年2月28日を有効期限とする引換証を企画代表者に渡さなければならない。
2. 第10条1項に定める納入に不備が生じた場合、当委員会がメール等で別途指示を行う。

第12条（返金）

1. テント企画・館内企画・グラウンド企画において、納入金のうち、以下の場合において返金が行われる。ただし、「開催」とは一部企画のみ中止になるなどの縮小開催を含むものとする。
 - (1) 九大祭が二日間開催された場合
保証金のうち、罰則規定に基づき徴収された額を差し引いた額が返金される。ただし、当委員会の罰則規定に基づき徴収される額が保証金額以上になる場合、不足分を当委員会が請求できるものとする。施設・備品・借用物品等に破損が発生した場合、企画団体は弁償費を保証金から補填し、不足分は実費にて支払うものとする。
 - (2) 九大祭が一日は完全に中止され、もう一日は開催された場合
納入金のうち、テントレンタル費をはじめとする物品費を除いた金額を返金する。
 - (3) 九大祭が二日間とも完全に中止された場合
納入金のうち、保険料等を差し引いた額を返金する。
2. ステージ企画において、納入金のうち、以下の場合において返金が行われる。
 - (1) 企画が実施された場合
保証金のうち、当委員会の罰則規定に基づき徴収された額を差し引いた額が返金される。ただし、当委員会の罰則規定に基づき徴収される額が保証金額以上になる場合、不足分を当委員会が請求できるものとする。施設・備品・借用物品等に破損が発生した場合、企画団体は弁償費を保証金から補填し、不足分は実費にて支払うものとする。
 - (2) 企画が実施されなかった場合
天候不良等でステージ企画が実施不可能であった団体に対し、椎木講堂にて後日行われる企画発表を行う。返金については前項の定める通りとする。椎木講堂での発表が、やむを得ない事情により不可能な場合、保険料を差し引いた額を返金するものとする。
3. 企画代表者は第4回企説において、第11条1項で定める引換証を持参しなければならない。
4. 引換証を紛失し、又は忘れた場合、企画代表者の学生証をもって引換証の代替とし、引換証の効力は、引き換え、あるいは有効期限切れのいずれかをもって失われるものとする。

第4章 企画運営

第13条（外部団体）

1. 外部団体とは、企画団体ではない団体をいう。
2. 企画団体は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 企画名、団体名に外部団体の名が入ること
 - (2) 外部団体の看板やのぼり等を掲げること
 - (3) 外部団体が主導して活動すること
 - (4) 外部団体の商品を一般に流通している形態のまま販売すること
3. 企画団体は、次に掲げる行為をする場合には、当委員会からの許可を受けなければならない。
 - (1) 企画団体の発行物又は配布物に外部団体の広告を掲載すること
 - (2) 外部団体の商品を提供又は広報物を配布すること
 - (3) その他外部団体に関わること

第14条（広報物・ビラ配り）

1. 企画団体は、次に掲げる事項を満たした場合はビラ配りを行うことができる。
 - (1) ビラの掲載内容の半分以上が九大祭の企画に関する内容であること
 - (2) QRコード又はリンク等を掲載しないこと
 - (3) ビラのデータを当委員会に事前に提出し、当委員会からの許可を得ていること
2. 企画団体は、当委員会が定める範囲内でのみ前項のビラ配りを行うことができる。

第14条の2（広報物・ポスターの掲示）

1. 企画団体は、次に掲げる事項を満たした場合はポスターを学内に掲示することができる。
 - (1) ポスターの掲載内容の半分以上が九大祭の企画に関する内容であること
 - (2) QRコード又はリンク等を掲載していないこと
 - (3) ポスターのデータを当委員会に事前に提出し、当委員会からの許可を得ていること
2. ポスターの掲示作業は当委員会が行う。

第15条（夜間規定）

1. 企画団体は、九大祭期間中（準備日・当日・撤収日）は20時から翌8時までは九大祭の開催エリアへ立ち入ってはならない。
2. 企画団体は、九大祭期間中（準備日・当日・撤収日）は20時から翌8時までは九大祭の開催エリア内に飲食物等を放置してはならない。

第16条（指定場所以外での企画の禁止）

企画団体は、当委員会が指定する場所以外で飲食物の提供又はパフォーマンスをしてはならない。

第17条（脱衣・コスプレ）

企画団体は、九大祭の開催エリア内で脱衣・コスプレをするには、当委員会から許可を得なければならない。

第18条（特殊行為申請）

企画団体は、本規約、各種資料、その他委員会の指示に抵触する恐れがある行為又は特段の指示がなされていない行為をする場合には、当委員会に特殊行為申請をし、当委員会からの許可を受けなければならない。

第19条（罰則規定）

当委員会は、企画団体が本規約その他別に定める規定に違反した場合、当該団体に対し罰則を課す。ただし、違反行為の影響が外部に及ぶ場合、罰則は下記の限りではない。

罰則規定

【目的】

第78回九大祭を公平かつ安全に実施するため。

【罰則行為の認定】

当委員会の判断により、罰則行為の認定及び罰則措置の決定を行う。

罰則規定は九大祭当日以外においても適用する。

【罰則措置】

- (1) 第78回九大祭の中止
- (2) 第78回九大祭または以降の九大祭への出展の禁止
- (3) 第78回九大祭における企画の中止
- (4) 保証金の一部又は全額の没収

【違反行為】

企画の詳細が決まり次第、第20条の規定に基づく補正により記載する。

第20条（規約補正）

1. 当委員会は、九大祭の運営上必要があると認める場合には本規約を補正することができる。
2. 当委員会は、本規約を補正したときは遅滞なく企画団体に通知しなければならない。